



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1162	一般競争入札による落札者の決定	(消防保安課).....	1
1163	平成26年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	2
1164	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1165	生活保護法による指定介護機関の廃止	( " ).....	3
1166	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	3
1167	"	( " ).....	3
1168	生活保護法による介護機関の指定	( " ).....	3
1169	"	( " ).....	4
1170	"	( " ).....	4
1171	"	( " ).....	4
1172	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	5
1173	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	5
1174	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	( " ).....	6
*1175	平成26年和歌山県告示第302号(家畜人工授精等手数料)の一部改正	(畜産課).....	8
1176	道路の供用開始	(道路保全課).....	8
1177	道路の区域変更	( " ).....	9
1178	"	( " ).....	9
1179	道路の供用開始	( " ).....	9
1180	道路の区域変更	( " ).....	10
1181	道路の供用開始	( " ).....	10
1182	道路の区域変更	( " ).....	10
1183	道路の供用開始	( " ).....	11
1184	道路の区域変更	( " ).....	11
1185	道路の供用開始	( " ).....	12
1186	道路の区域変更	( " ).....	12
1187	道路の供用開始	( " ).....	12
1188	道路の区域変更	( " ).....	12
1189	道路の供用開始	( " ).....	13
1190	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港課).....	13
1191	公有水面の埋立ての承認	( " ).....	15

## 告 示

### 和歌山県告示第1162号

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則(平成7年和歌山県規則第107

号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部危機管理局消防保安課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成26年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東邦航空株式会社八尾事業所  
大阪府八尾市空港2-12
- 5 落札金額  
396,576,000円（うち消費税及び地方消費税の額29,376,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年7月15日

**和歌山県告示第1163号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成26年度地籍調査事業計画（平成26年和歌山県告示第516号）の一部を、次のとおり変更した。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	有田郡	有田郡
	町 村 名	有田川町	有田川町
	調査地域名	大字日物川の一部 大字境川の一部 大字久野原の一部 大字大菌 大字大西 大字延坂の一部 大字中 大字中峯の一部 大字宇井苔の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字二川の一部 大字沼谷の一部 大字粟生の一部 大字中原の一部	大字日物川の一部 大字境川の一部 大字久野原の一部 大字大菌 大字大西 大字延坂の一部 大字中 大字中峯の一部 大字宇井苔の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字二川の一部 大字沼谷の一部 大字粟生の一部 大字中原の一部 大字沼田の一部

**和歌山県告示第1164号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有医新 2-26	坊岡医院	有田郡有田川町徳田406-1	平成 26. 7. 31

#### 和歌山県告示第1165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
医療法人御幸クリニ ック	橋本市御幸辻245	デイサービスみゆき	橋本市御幸辻245	通所介護・介護予 防通所介護	平成 26. 6. 30

#### 和歌山県告示第1166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有薬新 1-26	オレンジ調剤薬局	有田郡有田川町庄31-178	平成 26. 7. 1
有医新 3-26	坊岡医院	有田郡有田川町徳田406-1	平成 26. 8. 1

#### 和歌山県告示第1167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
西訪新 1-26	社会福祉法人和歌山県 福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田 2456-1	訪問看護ステーション すてっぷ	西牟婁郡上富田町岩田 1776-1	平成 26. 8. 15

#### 和歌山県告示第1168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728番地4	御坊市在宅介護支援センターキタデ	御坊市湯川町財部724	居宅介護支援事業	平成26.8.1

#### 和歌山県告示第1169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社コスモファーマ和歌山	和歌山市狐島388番地の3	コスモファーマ薬局丸栖店	紀の川市貴志川町丸栖652番地	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成26.8.15

#### 和歌山県告示第1170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社丸吉呉服店	有田市宮原町新町489	居宅介護支援事業所日向	有田市宮原町新町489	居宅介護支援事業	平成26.9.1

#### 和歌山県告示第1171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人研医会田辺中央病院	田辺市南新町147番地	医療法人研医会田辺中央病院	田辺市南新町147番地	訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問	平成26.9.1

看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導
---------------------------------

## 和歌山県告示第1172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
伊は新 2-26	北田雅也	北田鍼灸整骨院（はり・きゅう） 伊都郡かつらぎ町妙寺1124	平成 26.7.1
田は新 7-26	谷口淳一郎	谷口鍼灸院（はり・きゅう） 田辺市新庄町495-1	平成 26.7.1
田は新 6-26	日野貴博	あすなる治療院（はり・きゅう） 田辺市学園24-20	平成 26.7.1
有は新 3-26	山本哲	山本鍼療所（はり・きゅう） 有田郡湯浅町大字湯浅1447-24	平成 26.7.1
岩は新 3-26	川本大作	川本鍼灸整骨院（はり・きゅう） 岩出市野上野98-3	平成 26.7.1
西は新 7-26	西川昌澄	西川接骨院（はり・きゅう） 日高郡みなべ町谷口281-3	平成 26.7.1
海南は新 5-26	立畑順久	キュアシシステムズー風舎（はり・きゅう） 海南市大野中616	平成 26.7.1
海は新 1-26	上田勝彦	上田整骨院（はり・きゅう） 海草郡紀美野町下佐々1041	平成 26.7.1
岩は新 6-26	和田秀美	エース鍼灸院（はり・きゅう） 岩出市清水354-1	平成 26.7.1
有は新 4-26	吉井栄人	吉井整骨院（はり・きゅう） 有田郡広川町広573	平成 26.7.1
橋は新 6-26	西俊哉	にし鍼灸整骨院（はり・きゅう） 橋本市市脇1-10-26 フローラルパレス山本103	平成 26.7.1
伊は新 3-26	河合純司	かわい鍼灸整骨院（はり・きゅう） 伊都郡かつらぎ町笠田東398-4	平成 26.7.1
西柔新 1-26	荒堀真志	あらほり整骨院（柔道整復） 日高郡みなべ町芝491-8	平成 26.7.1

## 和歌山県告示第1173号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN XXX NEW STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON xtc NEXT13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成26年9月19日

---

和歌山県告示第1174号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「H EFFECT 15」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「Paris AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(3) 次の写真に示すとおり、被包に「Wolf Eyes POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(4) 次の写真に示すとおり、被包に「Skull Dragon POWDER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(5) 次の写真に示すとおり、被包に「angel Eyes POWDER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(6) 次の写真に示すとおり、被包に「EDDIE AIKAU ultra Speed」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(7) 次の写真に示すとおり、被包に「Jaws Maui Hyper Speed 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(8) 次の写真に示すとおり、被包に「Isabella AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(9) 次の写真に示すとおり、被包に「Samantha AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(10) 次の写真に示すとおり、被包に「KATANA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(11) 次の写真に示すとおり、被包に「XTC TRIP Powder 13」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(12) 次の写真に示すとおり、被包に「XTC TRIP Liquid 13」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(13) 次の写真に示すとおり、被包に「ALL Stars GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(14) 次の写真に示すとおり、被包に「とってもエロス」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(15) 次の写真に示すとおり、被包に「KRISHNA SunRise summer」と表示のある製品であって、その内容

物が植物片のもの

- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「SYACHI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「KAME」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Juliet' Featuring by agatte」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE Tropical」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN BLACK NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN GOLD NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN LIMITED NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN 蛇 NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN A NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「angelina AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「360 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「180 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Eyes POWDER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Ice Rock」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Dream」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Fire Bird」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「RAINBOW HYPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「apoLlo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Edge 2nd edition」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal Liquid 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH miracle TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「AN-DRO-ME-DA2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FLARE HI SPEED CHARGE」と表示のある製品であって、そ

の内容物が植物片のもの

(41) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FLARE HYPER HEAVY CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(42) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(43) 次の写真に示すとおり、被包に「BEST SUMMER EVER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(44) 次の写真に示すとおり、被包に「CUP CAKES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(45) 次の写真に示すとおり、被包に「Summer HOLIDAYS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(46) 次の写真に示すとおり、被包に「Pakalolo BlueBerry Kush 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(47) 次の写真に示すとおり、被包に「Dutch Skunk 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成26年9月19日

和歌山県告示第1175号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第7号の規定により、平成26年和歌山県告示第302号（家畜人工授精等手数料）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から適用する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項の表中

事業団和牛L	1回	6,880	2,380	4,500	同上	を
事業団和牛L	1回	6,880	2,380	4,500	同上	
事業団和牛M	1回	11,200	2,380	8,820	同上	に

改める。

和歌山県告示第1176号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。



平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町市ノ瀬字後代1972番13地先から同町市ノ瀬字後代2180番3地先まで

供用開始の期日 平成26年9月19日

**和歌山県告示第1177号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字笠田中字古松山827番1地先から同町大字笠田中字溜池973番1地先まで	旧	5.42 } 30.27	913.80	
同上	新	10.65 } 55.74	908.71	

**和歌山県告示第1178号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 杳掛糸我線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市宮原町道字道44番地先から同市宮原町道字道41番地先まで	旧	2.77 } 3.54	15.36	
同上	新	5.76 } 5.87	15.36	

**和歌山県告示第1179号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 杵掛糸我線

供用開始の区間 有田市宮原町道字道44番地先から同市宮原町道字道41番地先まで

供用開始の期日 平成26年9月19日

**和歌山県告示第1180号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市湯川町財部字四ツ枝695番1地先から同市藪字野間121番8地先まで	旧	5.70 } 7.80	213.70	
同上	新	11.20 } 16.75	213.70	

**和歌山県告示第1181号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 御坊市湯川町財部字四ツ枝695番1地先から同市藪字野間121番8地先まで

供用開始の期日 平成26年9月19日

**和歌山県告示第1182号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字お路3946番1地先から同町周参見字お路3928番1地先まで	旧	9.66 } 24.56	118.10	
同上	新	10.65 } 27.34	118.10	

**和歌山県告示第1183号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字お路3946番1地先から同町周参見字お路3928番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月19日

**和歌山県告示第1184号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字北3749番1地先から同町周参見字西原3604番1地先まで	旧	8.60 } 14.46	121.10	
同上	新	8.60 } 14.46	121.10	

**和歌山県告示第1185号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字北3749番1地先から同町周参見字西原3604番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月19日

**和歌山県告示第1186号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町南平字高畑474番6地先から同町南平字高畑474番14地先まで	旧	4.12 } 11.05	170.00	
同上	新	7.77 } 17.63	170.00	

**和歌山県告示第1187号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町南平字高畑474番6地先から同町南平字高畑474番14地先まで

供用開始の期日 平成26年9月19日

**和歌山県告示第1188号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字追野々平784番3地先から同町三尾川字下タノ地987番1地先まで	旧	3.79 } 19.05	141.70	
同上	新	7.46 } 19.05	141.70	

#### 和歌山県告示第1189号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町三尾川字追野々平784番3地先から同町三尾川字下タノ地987番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月19日

#### 和歌山県告示第1190号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成26年9月19日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県海南市冷水字東焼尾22番地1から同市冷水字白紙21番地1を経て同市藤白字西ノ谷246番地3

に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から18の地点までを順次に直線で結んだ線、18の地点と19の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位(D.L.+1.82m)における公有水面と陸地との境界線、19の地点から28の地点まで及び1の地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から177度00分33秒 2,431.98mの地点

2の地点 1の地点から64度38分49秒 165.67mの地点

3の地点 2の地点から09度51分25秒 12.24mの地点

4の地点 3の地点から12度24分18秒 2.00mの地点

5の地点 4の地点から17度30分06秒 2.00mの地点

6の地点 5の地点から22度35分45秒 2.00mの地点

7の地点 6の地点から27度41分25秒 2.00mの地点

8の地点 7の地点から32度47分05秒 2.00mの地点

9の地点 8の地点から37度52分45秒 2.00mの地点

10の地点 9の地点から42度58分24秒 2.00mの地点

11の地点 10の地点から48度04分04秒 1.92mの地点

12の地点 11の地点から53度09分44秒 2.08mの地点

13の地点 12の地点から58度17分01秒 2.01mの地点

14の地点 13の地点から63度19分26秒 1.99mの地点

15の地点 14の地点から68度27分12秒 2.01mの地点

16の地点 15の地点から71度01分30秒 21.54mの地点

17の地点 16の地点から48度29分44秒 111.11mの地点

18の地点 17の地点から138度29分44秒 6.74mの地点

19の地点 基点から175度34分40秒 2,422.10mの地点

20の地点 19の地点から240度29分54秒 3.23mの地点

21の地点 20の地点から242度09分36秒 1.36mの地点

22の地点 21の地点から244度51分56秒 4.59mの地点

23の地点 22の地点から245度06分58秒 10.83mの地点

24の地点 23の地点から245度02分47秒 9.03mの地点

25の地点 24の地点から246度23分52秒 10.97mの地点

26の地点 25の地点から246度30分45秒 8.75mの地点

27の地点 26の地点から248度03分39秒 11.27mの地点

28の地点 27の地点から334度38分49秒 0.97mの地点

## (3) 面積

4,135.98㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県海南市冷水字西焼尾146番地6から同市冷水字白紙21番地1を経て同市藤白字西ノ谷246番地1に至る間の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とヨの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点 基点から178度14分53秒 2,417.17mの地点

ロの地点 イの地点から66度11分30秒 197.56mの地点

ハの地点 ロの地点から48度29分44秒 146.28mの地点

ニの地点 ハの地点から31度20分21秒 30.56mの地点

ホの地点 ニの地点から138度29分44秒 45.34mの地点

への地点 ホの地点から198度42分27秒 58.72mの地点

トの地点 への地点から247度51分46秒 21.00mの地点

チの地点 トの地点から243度01分33秒 4.45mの地点

リの地点 チの地点から239度45分40秒 27.74mの地点

ヌの地点 リの地点から266度18分27秒 26.61mの地点

ルの地点 ヌの地点から247度22分59秒 30.00mの地点

オの地点 ルの地点から188度16分16秒 34.33mの地点

ワの地点 オの地点から244度08分41秒 95.16mの地点

カの地点 ワの地点から239度58分11秒 72.91mの地点

ヨの地点 カの地点から273度07分16秒 46.34mの地点

(3) 面積

18,593.40㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成26年9月5日

和歌山県告示第1191号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成26年9月19日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立承認出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市西汀丁16番

(2) 名称 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市西汀丁16番

(4) 代表者氏名 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 志々田武幸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県海南市冷水字西焼尾147番地1、146番地6、145番地1及び145番地5並びに同市冷水字東焼尾2番地1及び1087番地の5の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線、13の地点と1の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位(D.L.+1.82m)における公有水面と既設工作物との境界線及び公有水面と陸地との境界線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から177度41分59秒 2451.82mの地点

2の地点 1の地点から73度21分21秒 7.30mの地点

3の地点 2の地点から72度36分27秒 3.80mの地点

4の地点 3の地点から71度10分47秒 15.72mの地点

5の地点 4の地点から69度33分41秒 6.33mの地点

6の地点 5の地点から68度57分24秒 1.90mの地点

7の地点 6の地点から154度38分44秒 0.97mの地点

8の地点 7の地点から67度59分44秒 11.27mの地点

9の地点 8の地点から66度38分42秒 8.75mの地点

10の地点 9の地点から66度10分30秒 10.97mの地点

11の地点 10の地点から65度16分5秒 9.03mの地点

12の地点 11の地点から64度48分43秒 10.83mの地点

13の地点 12の地点から64度48分2秒 4.59mの地点

(3) 面積

310.91m<sup>2</sup>

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県海南市冷水字西焼尾147番地2、147番地1、146番地6、145番地1及び145番地5並びに同市冷水字東焼尾22番地1及び1087番地5並びに冷水字白紙1088番地6、21番地1及び1番地5の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からソの地点までを順次結んだ線、ソの地点とイの地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位(D.L.+1.82m)における公有水面と既設工作物との境界線及び公有水面と陸地との境界線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点 基点から178度29分50秒 2,439.64mの地点

ロの地点 イの地点から76度44分05秒 1.35mの地点

ハの地点 ロの地点から95度15分05秒 17.85mの地点

ニの地点 ハの地点から94度59分07秒 11.24mの地点

ホの地点 ニの地点から73度27分00秒 8.68mの地点

ヘの地点 ホの地点から72度36分27秒 3.71mの地点

トの地点 ヘの地点から71度10分47秒 15.34mの地点

チの地点 トの地点から69度33分40秒 6.18mの地点

リの地点 チの地点から68度11分44秒 12.93mの地点

ヌの地点 リの地点から66度22分37秒 19.64mの地点

ルの地点 ヌの地点から65度00分25秒 19.69mの地点

オの地点 ルの地点から64度32分35秒 10.20mの地点

ワの地点 オの地点から64度30分46秒 9.51mの地点

カの地点 ワの地点から64度30分46秒 20.00mの地点

ヨの地点 カの地点から64度30分46秒 20.00mの地点



タの地点 ヨの地点から64度31分07秒 20.00mの地点  
レの地点 タの地点から64度30分26秒 20.00mの地点  
ソの地点 レの地点から64度30分46秒 15.99mの地点

(3) 面積

2,307.36㎡

4 埋立地の用途

道路用地

5 公有水面埋立承認年月日

平成26年9月5日